

参考資料

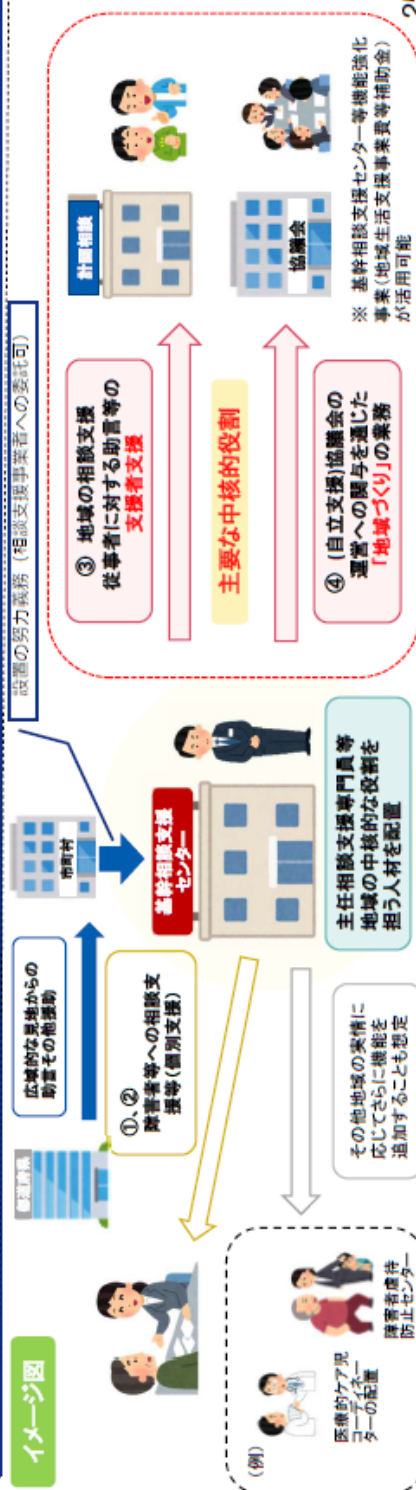
基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項)
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うことを目的とする施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
- ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
- ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
- 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
- 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)
- ※ ③④が主要な「中核的な役割」

※ また、都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。(同条第7項) **新**

イメージ図



基幹相談支援センターの役割と業務

障害者総合支援法 第77条の2 に基づき作成

- 地域の相談支援体制の構築には、「人材育成」を含めた地域の相談支援事業所・相談支援専門員への後方支援と各種関係機関による「地域のネットワーク構築」が不可欠であり、**基幹相談支援センターの中核となる業務**。
- そのため、基幹相談支援センターは、必然的に地域の相談支援事業者及び相談支援専門員、各種関係機関の相談窓口等の相談者に関する様々な情報から、地域の課題として可視化し、地域資源を活用しながら課題の解決につながる取組みを推進する役割を担う。

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行う

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 地域生活支援事業に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等、障害児の保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の便宜供与 ・ 虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、必要な援助 ・ 成年後見制度の利用が困難であるものに対する費用の支給 |
| 2. 3 障害に対する情報提供、助言、指導に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者について ・ 障害者の福祉に関し、必要な情報の提供 ・ 障害者の相談に応じ、必要な調査を行い、本人に対して、直接・間接に助言、指導等を実施 |
| 3. 地域の相談支援事業者等の後方支援に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における相談支援、障害児相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導などの実施 |
| 4. (自立支援)協議会の活動の推進に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等（関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者など）の連携の緊密化を促進 |

「次に掲げる事業及び業務を総合的に行う」とは

「3と4の業務を中核として、1と2を含む4つの業務を総合的に実施する」ということであって、地域の相談支援体制の強化に向けた総合的な事業・業務の実施、展開を意味するもの。

阿蘇圏域の基幹相談支援センター設置に係る主な活動

■ 令和4年度（庶務担当：阿蘇市 相談支援部会担当：南小国町）

- ① 相談支援事業所連絡協議会への参加（阿蘇市・南小国町の担当者）
 - ・基幹相談支援センター設置に係る意見交換を実施。
 - センター設置に当たり財源や人材確保、受託者選定、既存の委託相談支援事業との関係性の整理等、クリアすべき課題が山積するものの、一定のニーズやメリットが考えられることから前向きに取り組むことを確認。
- ② 基幹相談支援センター設置検討に関するアンケート調査
 - ・相談支援部会の取り組みとして、県内自治体（圏域）にアンケート調査を依頼
 - 9自治体（圏域）から回答あり、一部自治体から業務委託仕様書やセンター設置要項等、センター設置に係る参考資料の提供があり、阿蘇圏域市町村担当者と共有。
- ③ 基幹相談支援センター設置等に係る意見交換会
 - ・熊本県障がい者支援課長らが阿蘇市に来庁し、基幹相談支援センター設置等について意見交換や情報共有を実施。
 - 阿蘇圏域の状況・課題を説明し、県に設置検討に係る支援や情報提供を依頼。

■ 令和5年度（庶務担当：南小国町、相談支援部会担当：小国町）

- ④ 熊本県基幹相談支援センター設置促進事業の利用
 - ・県が基幹相談支援センターを設置するための助言等を行うアドバイザーを派遣する事業を利用。
 - 阿蘇圏域市町村担当者及び阿蘇圏域相談支援事業所が参加し、宇城圏域障がい基幹相談支援センターきょうせいの千代丸センター長の講話を受けた。
- ⑤ 阿蘇圏域基幹相談支援センター設置プロジェクトチームの設置
 - ・小国町担当者が基幹相談支援センター設置に係る意見交換のために相談支援事業所連絡協議会に参加した際に、基幹相談支援センター設置プロジェクトチームの提案を受ける。
 - 阿蘇圏域市町村担当者とプロジェクトチームの要否について・設置する際の構成メンバーについて協議を実施。
 - 全体会（書面決議）にて阿蘇圏域基幹相談支援センター設置プロジェクトチームの設置が承認される。
 - ※各年度ともブロック会議・阿蘇郡市市町村障がい福祉担当者会議では都度基幹相談支援センター設置に係る協議がされています。

■ 令和6年度（庶務担当：南小国町、相談支援部会担当：小国町）

地域生活支援拠点等の整備について

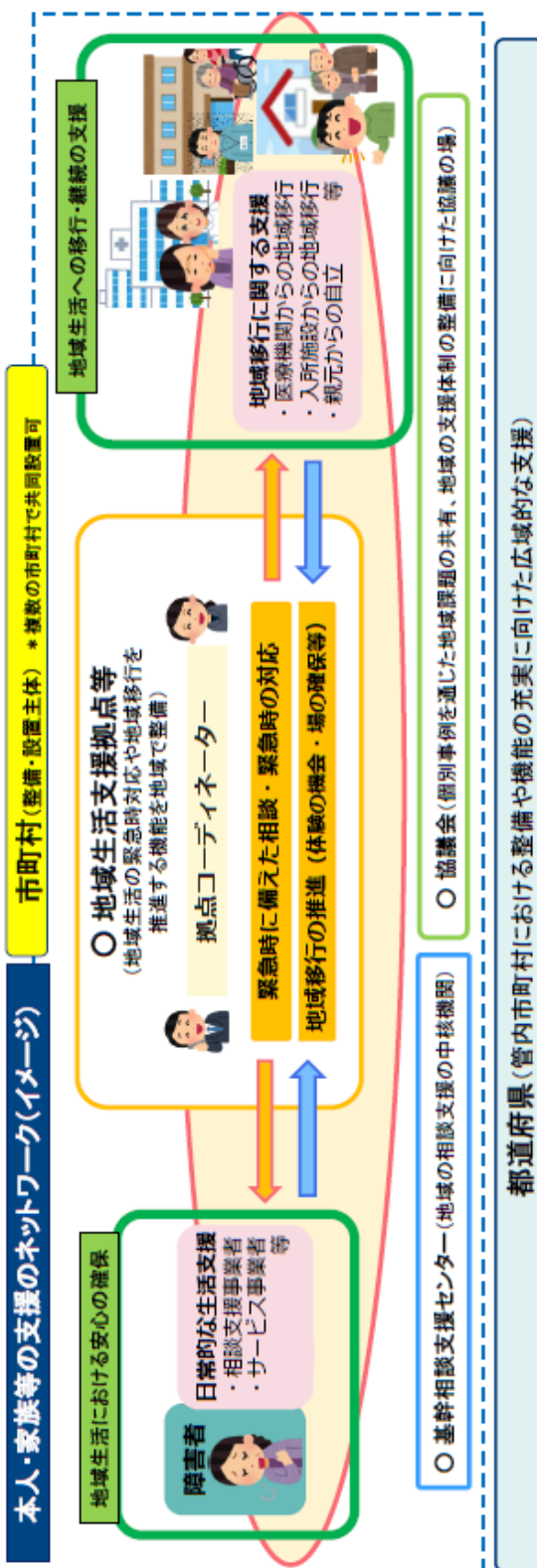
障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

○市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
○都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)



3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができるとし、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他の必要な支援を行う機能

（2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（4）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他の地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能